

マネジメントリポート

2005年10月

今回のテーマ： 貸借対照表の資本の部が純資産の部に

公開中の企業会計基準公開草案によりますと、平成18年4月1日以降開始する事業年度から貸借対照表の資本の部が純資産の部に変更されることが見込まれます。

1 連結貸借対照表にかかる、従来の資本の部と変更後の純資産の部との比較

従来の資本の部の記載例	変更後の純資産の部の記載例	主な変更点
資本の部 資本金 資本剰余金 利益剰余金 土地再評価差額金 その他有価証券評価差額金 〔 為替換算調整勘定 〕 自己株式 資本合計	純資産の部 株主資本 1 資本金 2 資本剰余金 3 利益剰余金 4 自己株式 株主資本合計 評価・換算差額等 1 その他有価証券評価差額金 2 繰越ヘッジ損益 3 土地再評価差額金 〔 4 為替換算調整勘定 〕 評価・換算差額等合計 新株予約権 〔 少数株主持分 〕 純資産合計	<ul style="list-style-type: none">純資産の部は、株主資本、評価・換算差額等、新株予約権及び少数株主持分に区分する。株主資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に区分する。評価・換算差額等については、税効果会計を適用し、繰延税金資産又は繰延税金負債の額を控除して計上する。繰延ヘッジ損益は、資産の部又は負債の部から移動する。新株予約権は、負債の部から移動する。少数株主持分は、負債の部と資本の部の間の独立項目より移動する。

(注) 〔 〕内の項目は、連結貸借対照表の純資産の部独自の項目で、個別貸借対照表にはありません。

表左は「連結財務諸表規則」より、表中央は平成17年8月10日付「企業会計基準公開草案第6号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する基準(案)」企業会計基準適用指針公開草案第9号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針(案)」の公表」より、および表右は同公表及び「企業会計基準公開草案第6号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準(案)」より抽出又は加工作成

2 変更の経緯

これまで貸借対照表は、資産の部、負債の部及び資本の部に区分するものとされ、さらに資本の部は、「もとで」である払込資本と「もつけ」である留保利益よりなるとする考え方がとられてきました。

しかし、平成9年6月の改訂「連結財務諸表原則」において、子会社の資本のうち親会社に帰属しない少数株主持分は負債の部と資本の部の間に独立の項目として表示するとされ、また、「金融商品に係る会計基準」や平成11年10月の改訂「外貨建取引等会計処理基準」の導入により、その他有価証券評価差額金や為替換算調整勘定は、損益計算書を経由せずに直接資本の部に計上するようになりました。

こうした、資本の部に対する考え方の変更や中間区分の設定が見られる状況にあって、本変更は、明確に資産性又は負債性のあるものを資産の部又は負債の部に記載し、それらに該当しないものを資産と負債の差額として純資産の部に記載して調整するものです。

お見逃しなく！

従来、個別貸借対照表においてその他資本剰余金の内訳や当期末処分利益が表示されてきましたが、本変更ではその内訳や当期末処分利益を表示しないものとされました。これは、本変更の適用と同時に導入が検討されている「株主資本等変動計算書」(仮称)があれば、当期の変動状況が把握できるからです。